

松江市新規学卒者雇用奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市新規学卒者雇用奨励助成金(以下「助成金」という。)については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則48号、以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

新規学卒者 雇用される年の3月に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校を卒業後2年以内の者をいう。

事業主 営利を目的とする事業を営み松江市内に事業所を有する民間の事業者で、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更正手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中である事業主

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む事業主

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当する事業主

エ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する事業主

オ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体に該当する事業主

カ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行

為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 項に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業主

キ その他市長が適当でないと認めた事業主

正社員 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者で、かつ、雇用期間の限定がなく事業主に正規の雇用で雇われた従業員のうち、事業所の所定労働時間を通じて常勤する者をいう。

常時使用する従業員 事業主に 2 箇月を超えて使用される従業員であり、かつ、週当たりの所定労働時間が事業所の正社員とおおむね同等である者をいう。

（助成金の対象等）

第 3 条 助成金の名称、助成金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、助成金交付の金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

助成金の名称	松江市新規学卒者雇用奨励助成金
助成金交付の目的	厳しい雇用情勢が見込まれる新規学卒者に対する緊急支援措置として、新規学卒者を正社員として雇用した事業主に対して助成金を支給し、新規学卒者の雇用に要する事業主負担の軽減を図ることにより、新規学卒者の雇用機会の拡大と若者の定住促進を図ることを目的とする。
交付の対象である事務又は事業の内容	次のいずれにも該当する新規学卒者を平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの間に正社員として雇入れ、かつ、松江市内の事業所で 6 箇月間以上勤務させること。 雇用される年の 4 月 1 日現在の年齢が満 29 歳以下の者 雇用される年の 5 月 1 日以降、松江市（編入前の八束郡東出雲町を含む。）に住所を有する者 事業主の一親等以内の親族以外の者 事業主が、当該事業について、松江市企業立地奨励条

	例（平成 17 年松江市条例第 272 号）第 9 条に規定する雇用促進奨励金の交付を受けている場合において、当該奨励金の対象となっていない者
助成金交付の金額	助成金の額は、新規学卒者 1 人につき 10 万円とし、1 事業主につき 20 万円を上限とする。
補助事業者の範囲	次のいずれにも該当する事業主とする。 新規学卒者を雇入れた年の 4 月 1 日現在において、事業主が事業所で使用する正社員の総数（松江市外を含む。）が 100 人以下である者 新規学卒者を雇入れた日の前日から起算して 6 箇月前の日から 1 年を経過した日までの間において、事業主の都合による解雇、事業主の勸奨等による任意退職等により退職した常時使用する従業員のいない者 松江市税の滞納がない者 業務の実施又は各種助成金の受給等に当たり、不正行為や不正受給等を行ったことがない者

（交付の申請）

第 4 条 申請人は、規則第 4 条の補助金等交付申請書に当該各号に掲げる書類を添えて、新規学卒者を雇入れた日の翌日から起算して 6 箇月を経過した日から 3 箇月を経過する日までの間に、市長に提出しなければならない。

概要調書（別記様式）

申請人が前条の表補助事業者の範囲の項第 2 号の規定に該当することを松江公共職業安定所長が証明したものの写し

申請人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）の写し（発行年月日が申請書提出日前 3 箇月以内のもの）

新規学卒者が正社員であることが確認できるもの

新規学卒者に係る雇用保険資格取得等確認通知書の写し

新規学卒者の卒業証書等の写し

新規学卒者の住民票の写し（発行年月日が申請書提出日前 3 箇

月以内のもの)

申請人が松江市税の滞納がないことが分かる証明書

その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第5条 助成金の交付決定を受けた者は、規則第12条の補助事業等実績報告書に当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

新規学卒者を6箇月以上雇用していることが確認できるもの

その他市長が必要と認めるもの

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年3月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

概要調書

申請人	主たる事業			
	正社員の数	人（ 年4月1日現在 ）		
	雇用保険適用事業所番号			
	松江市内に有する事業所の名称			
	松江市内に有する事業所の住所			
新規学卒者	氏名			
	生年月日	年 月 日	年 月 日	
	卒業年月日	年 月 日	年 月 日	
	雇用年月日	年 月 日	年 月 日	
	雇用保険被保険者番号			
	申請人の一親等以内の親族であるかどうかの適否	該当 ・ 非該当	該当 ・ 非該当	
松江市企業立地奨励条例（平成17年松江市条例第272号）第9条に規定する雇用促進奨励金の受給の有無		有 ・ 無		
雇入れた新規学卒者数	新規学卒者を雇入れた年から起算して2箇年前の年	年(実績)	人	
	新規学卒者を雇入れた年から起算して1箇年前の年	年(実績)	人	
	新規学卒者を雇入れた年	年(見込)	人	

松江市長 氏名 様

上記記載事項については、事実と相違ありません。

年 月 日

住所
申請人 氏名又は団体名
及び代表者氏名

印